

業務説明資料

1 業務概要

- (1) 業務委託名：人口減少社会を考えるフォーラム開催事業
- (2) 履 行 期 間：契約日から令和9年3月31日まで
- (3) 履 行 場 所：浜松市内
- (4) 契約上限額：3,498,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 通則

本業務を施行するに当たり実施業務委託契約書及び本業務説明資料に基づき、委託者と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

3 業務目的

元気なまち・浜松の実現に向け、人口減少社会における働き方や持続的な地域・社会の在り方について、課題やその解決に向けた考え方を議論し、地域で共有することで、若者や女性に選ばれるまちを目指すためのフォーラムを開催する。

「はままつ子育て世代活躍企業コンテスト」の受賞企業が実施する取組やプログラム内で実施する有識者講演など、市内の企業経営層を中心に企業や職場における環境を整備し、子育て世代の活躍をさらに促し、急速な人口減少社会や少子高齢化という構造的な変化への対応や、持続可能な地域・社会の在り方について、学びや気づきにつながる機会を創出する。

4 実施内容

- (1) 開 催 日 時 令和9年2月22日（月）14：00-17：00を想定
※詳細スケジュールは委託者と協議
- (2) 開 催 場 所 アクトシティ浜松 コングレスセンター（予定）
- (3) 入 場 料 無料
- (4) 方 法 現地及びオンライン配信のハイブリット開催
- (5) 参 加 者 【現地】150～250人規模
【オンライン配信】50～200人
企業関係者（経営者、人事や労務管理担当者、子育て中の社員等）、子育て団体や地域団体関係者、高校生や大学生等の若者、子育て中の保護者、行政関係者など
- (6) プログラム案
 - ① 表彰式
「はままつ子育て世代活躍企業コンテスト（※1）」における優秀企業の表彰式を実施。
 - ② 取組発表
コンテスト優秀企業による取組発表を実施。1社につき8分程度（発表時間7分+転換1分）を想定。

③ 有識者講演

元気なまち・浜松の実現に向け、人口減少社会における働き方や持続可能な地域・社会の在り方について議論し、地域で共有することで若者や女性に選ばれるまちを目指すための講演を実施。

④ パネルディスカッション

講演者、有識者、学生、コンテスト優秀企業等により、若者・女性に選ばれるまちになるためのヒントとなる観点や手法などについて議論を行う。

(※1) はままつ子育て世代活躍企業コンテスト

子育て世代が働きやすい取組をしている浜松市内の事業所等を募集し、模範的、先進的、独創的な取組を実施している事業所等を審査により選出、表彰することで、取組の横展開を図り、子育てしやすい職場環境と子育て世代の就労を促進する。審査により5社を表彰する。

5 業務内容

(1) 企画運営及び進行管理

① パネルディスカッションの実施内容の提案

- ・「3 業務目的」及び「4 実施内容」を踏まえ、パネルディスカッションにおける議論テーマや時間配分を含めた全体の構成、議論の結論想定などについて提案すること。
- ・登壇者と来場者との双方向のコミュニケーションを図ることができる機会を設けること。
- ・パネルディスカッションの所要時間は1時間以内とすること。

② 実施体制

- ・イベントが滞りなく円滑に実施できる体制を整え、イベントの実施事務局として企画運営、対外的な調整等の一式を行うこと。
- ・事務局として、申込受付及びイベント開催当日を含めた問い合わせ対応の窓口を用意すること。
- ・運営にあたり必要なスタッフを配置すること。
- ・委託者との調整を行うとともに当日の統括を行う責任者を置くこと。

③ 台本等の作成

- ・当日の進行台本や配置図面を事前に作成すること。
- ・運営マニュアルを作成すること。

④ 運営進行管理

ア 司会

- ・当日進行を行う司会を手配すること。
- ・本フォーラムにおける通常の進行のほか、ファシリテーターとしての役割を担うことが可能な人材を手配すること。

イ 運営進行管理

- ・プログラム実施にあたって、登壇者との連絡調整、発表資料調整、当日の案内及び

リハーサルも含めた進行管理などを滞りなく実施すること。

- ・表彰式における表彰状等は委託者が用意する。

ウ 受付

- ・来場者に対する受付を設置し、受付を行うスタッフを配置すること。

エ オンライン配信

- ・オンライン配信に必要な機材や環境を用意するとともに、必要なスタッフを配置し、現地開催と併せオンライン配信を実施すること。
- ・受託者がYouTube等のアカウントを本業務用に用意すること。
- ・配信した動画は、後日動画データとして納品すること。

オ 来場者アンケート

- ・オンラインフォームにより、来場者アンケートを実施すること。
- ・アンケートの内容は別途委託者と協議すること。
- ・アンケートの結果を集計し、データとして報告すること。

(2) 登壇者との調整等について

- ・受託者はそれぞれの登壇を踏まえ必要な調整を各登壇者で行うこと。
- ・変更が発生する場合は委託者と随時協議すること。
- ・講演者及びパネルディスカッションへ登壇する有識者（1名）は、市が選定（未来を選択する会議（事務局：（公財）日本生産性本部内）からの推薦を想定）のうえ依頼し、謝礼・交通費を支払う。
- ・パネルディスカッションへ登壇するコンテスト優秀企業（1名）は、はままつ子育て世代活躍企業コンテストの受賞者から市が選定する。
- ・司会（1名）及び学生（1名）は、受託者が選定のうえ手配し、謝礼・交通費は本委託の中で支払うこと。

(3) 広報と集客

① チラシ

- ・告知用のチラシを作成し、5,000部程度を印刷すること（A4両面、4C/1C）。
- ・作成したチラシを委託者の指定する先（100カ所程度を想定）へ発送すること。

② ポスター

- ・告知用のポスターを作成し、200部程度を印刷すること（B2片面、4C）。
- ・作成したポスターを委託者の指定する先（100カ所程度を想定）へ発送すること。

③ 申込フォーム

- ・専用申込フォームを作成し、参加者募集を行うこと。
- ・申込状況の管理及び参加者に対し必要な連絡調整を行うこと。
- ・申込数が定員を超えた場合の抽選方法等をあらかじめ委託者と協議すること。

④ 専用WEBサイト

- ・イベント専用のWEBサイトを構築し、専用申込フォームにより参加募集を行うこと。

⑤ 集客

- ・イベントの定員を満たすよう、①～④に加えて、発信力が高いメディア等を活用するなど、自由な発想で工夫を凝らした手法により企業、子育て団体、若者などの集客を図ること。

⑥ 連携企画の提案及び実施

- ・本フォーラムの目的を深化・発展させるため、フォーラムの特性を活かしたさらなる効果の波及に資する連携企画の提案及び実施。
- ・実施時期は開催前、開催中、開催後を問わない。

(4) 事前準備及び設備等の手配

① 会場調整

- ・以下の施設を委託者より予約済みであるため、会場との詳細調整と環境整備を行うこと。

(予約日時) 令和9年2月22日(月) 9:00～22:00

(予約施設) アクトシティ浜松 コングレスセンター

静岡県浜松市中央区板屋町 111-1

施設名称			
41 会議室	43 会議室	44 会議室	45 会議室
51 会議室	52 会議室	53 会議室	54 会議室

- ・上記の会場利用料金について、当該施設の貸出可能な付帯設備の使用料金は本委託の中で支払うこと。
- ・各会議室の利用料金は委託者が別途支払う。

ア メイン会場

イベントを実施するメイン会場について必要な環境を整備すること。

イ 控室

登壇者等の控室に必要な環境を整備すること。

ウ 託児スペース

託児スペースに必要な環境を整備すること。

定員の目安は0歳児～小学生15名程度とし、保育士資格保有者等の必要な人員を手配すること。

② 設備調達等

- ・フォーラムの開催に必要な会場の付帯設備・追加で必要となる備品は受託者が手配し、本委託の中で支払いを行うこと。
- ・受託者は会場との詳細調整と環境整備を行うこと。

ア 会場設営等

- ・会場管理者と連携し、開催に必要な会場の設備調達・設営・管理・撤去をスムーズに実施すること。

イ 掲示物及び備品等

- ・会議名吊り下げ看板、誘導看板、名立、パス、その他表示物などのイベント運営に必要な掲示物等の作成・設置・管理・撤去を行うこと。

・ 什器、音響・映像・配信関連機器などの必要備品等の借上・運搬・設置を行うこと。

6 成果品

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 業務完了報告書 | 印刷1部 |
| (2) 事業報告書 | 印刷製本2部及びPDFデータ |
| (3) 写真データ | イベント準備～完了までの様子等を収めた電子記録媒体1部 |
| (4) 動画データ | イベント当日の配信動画データ |
| (5) その他 | 事業報告にあたり委託者が必要と認めるもの |

7 その他

- (1) 委託者の意見及びその他環境変化等により企画の一部を変更する場合がある。
- (2) 本業務の仕様は、受託者特定後に委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 本業務により作成されたデザイン、データ、写真等についての著作権等は全て市に帰属するものとする。
- (4) 提案内容は、全て見積予算内で実施可能な内容とすること。
- (5) 受託者（再委託を受けた者を含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流失、損失が生じないこと。
- (7) 本事業の円滑かつ効果的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら進めることとし、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度協議により決定するものとする。